

[保険税の軽減制度について]

●世帯の所得区分に応じた保険税の軽減制度

国民健康保険税は、被保険者の前年中の所得金額等に応じて課税されますが、前年中の世帯の総所得金額が一定基準以下の場合には、国民健康保険税の均等割額、平等割額が軽減されます。その軽減割合が平成22年度より下表のように変更されました。軽減を受けるための特別な手続きは必要ありませんが、世帯主（※擬制世帯主を含む）及び国保加入者全員が申告（市県民税の申告、確定申告のほか、会社等からの給与支払い報告書、公的年金支払報告書等が提出されている場合を含みます）を済ませている世帯に適用されます。

※擬制世帯主とは…

国保以外の健康保険（国保組合を含む）に加入している世帯主

世帯の所得区分	軽減対象	平成21年度分 以前の軽減割合	平成22年度分 の軽減割合
世帯の所得(世帯主〈擬制世帯主含む〉と被保険者)の合計額が33万円以下	・医療保険分の 均等割額、平等割額 ・後期高齢者支援金等分の 均等割額 ・介護保険分の (40歳以上65歳未満の方) 均等割額	6割軽減	7割軽減
世帯の所得の合計額が33万円+24.5万円×人数(世帯主を除く被保険者数と※ <u>特定同一世帯所属者数</u> ※の合計)		4割軽減	5割軽減
33万円+35万円×人数(被保険者数と※ <u>特定同一世帯所属者数</u> の合計)		軽減なし	2割軽減

※特定同一世帯所属者とは…

国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行して5年以内の方で、継続して同一の世帯に属する方をいいます。ただし、以後継続して移行時と同じ世帯であることが条件です。